

国民保護法等の施行と国民保護法施行令の解説

国民保護室・国民保護運用室

1 はじめに

平成16年6月14日に可決・成立し、同年6月18日に公布された「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（以下「国民保護法」という。）は、「公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する」として定められていたが、国民保護法の施行期日を定める政令（平成16年政令第274号）により、9月17日に施行されました。

また、「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令」（以下「事態対処法施行令」という。）の一部改正も、国民保護法と同様に9月17日に施行されるとともに、同日付で内閣総理大臣公示がなされ、新たに160の指定公共機関が指定されました。

そのほか、空港・港湾・道路などの利用調整を定めた「武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律」及び米軍の行動の円滑化を図るための「武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律」も9月17日に施行されました。

2 国民保護法施行令の解説

国民保護法の施行に伴い、必要な細則や手続等を定めた「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令」（以下「国民保護法施行令」という。）について、以下に簡単に解説します。

1. 避難実施要領の通知先

市町村長が避難実施要領を定めたときの通知先は、当該市町村の他の執行機関、当該市町村の区域を管轄する消防長（消防本部を置かない市町村にあっては、消防団長）、警察署長、海上保安部長等、当該市町村の区域を担当区域とする自衛隊地方連絡部の地方連絡部長及びその他の関係機関とされています。

2. 避難誘導の要請先

市町村長及び都道府県知事が国民保護法第63条の規定により要請する自衛隊の部隊等の長は、市町村長及び都

道府県知事の要請を処理すべき一定のレベル以上の部隊等の長とすることが適当であり、海上自衛隊及び航空自衛隊は、原則として災害派遣命令権者と同様の者、陸上自衛隊は、自然災害とは異なり、駐屯地単位で国民の保護のための措置を実施するとは限らないため、連隊長又は群長以上としています。また、自衛隊法第22条の規定により臨時に編成される特別の部隊についても、防衛庁長官が指定する部隊の長を要請先に加えています。

3. 安否情報の収集及び提供

安否情報の収集及び提供については、避難の指示を受けて避難住民を誘導したときと、武力攻撃災害によって死亡し又は負傷した住民がいるときに区分しています。

市町村長は、自ら保有する資料の調査や避難住民を誘導する者による調査等により、安否情報の収集及び整理を行うこととされています。

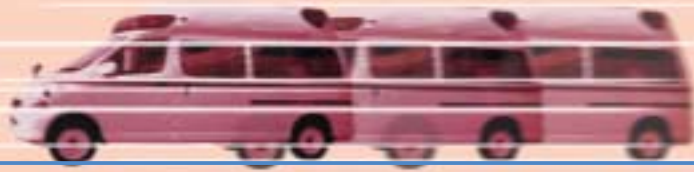
市町村長から都道府県知事への安否情報の報告については、書面の送付その他の総務省令で定める方法により行うこととされています。

また、総務大臣又は地方公共団体の長は、安否情報の照会があったときは、個人の情報の保護に留意しつつ回答することとされています。

市町村長から都道府県知事への安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項は、総務省令で定めるとされていますが、総務省令については、今後、検討を重ねた上で制定する予定です。

4. 生活関連等施設

生活関連等施設については、国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの及びその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設として、電気、ガス、水道、鉄道、電気通信、放送、港湾及び空港に係る基幹的施設のうち一定の規模以上のもの並びにダムのうち一定の規模以上のもの並びに危険物質等の取扱所を定めています。この危険物質等の取扱所には原子力事業所や石油コンビナート等特別防災区域における特定事業所などが含まれています。



5. 危険物質等

危険物質等について、既存法令においては、爆発性物質、発火性物質、有害性物質、放射性物質等の特性に応じて、災害等防止の観点から所要の規制を行っています。国民保護法においては、既存法令において規制の対象となっている危険物質等を、「引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある」かどうかについて、その数量や規制の対象となる取扱者等の観点から限定し、危険物質等として定めています。

危険物質等に係る武力攻撃災害を防止するため緊急に講ずべき措置については、国民保護法施行令において、既存法令で定めのない措置について物質の種類に応じた措置を規定しています。既存法令に措置の定めのある危険物質等に関しては、当該既存法令に基づき必要な措置を講ずるものとしています。

6. 避難施設の基準

避難施設については、国民保護法施行令第35条各号にその基準が定められていますが、避難施設の指定は、管理者の同意を得て行うものであり、この指定の際に当該施設のどの部分を避難住民等の受入れ又は救援の用に供すべきかをあらかじめ確認する必要があります。そのため、当該部分の総面積の10分の1以上の増減を伴う用途の変更、改築等が行われる場合は、避難施設において行う避難住民等の受入れ又は救援の実施に大きな影響を及ぼす可能性があり、都道府県知事において把握する必要があることから、届出を要するものとされています。

7. 国と地方の費用負担

警報の伝達、避難住民の誘導その他の住民の避難に関する措置及び消防、生活関連等施設の安全確保、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止、放射性物質等による汚染の拡大防止、廃棄物処理、感染症対策その他の武力攻撃災害への対処に関する措置に通常要すると認められる費用並びに損失補償等に要する費用については、原則として、国が全額負担することとされています。ただし、避難住民等の救援等に要する費用にあっては、厚生労働大臣が定める程度及び方法により算定した額について国が全額負担することとされています。

地方公共団体の職員の給料、扶養手当、調整手当等平素から地方公共団体が支給している手当等については、地方公共団体の負担とし、時間外勤務手当、夜間勤務手当等国民の保護のための措置の実施に当たって必要となる手当については、国の負担とされています。

地方公共団体が平素から負担している消耗品費、通信費等の事務費及び光熱費、修繕費等の施設の維持管理費については、地方公共団体の負担とし、国民の保護のための措置の実施のために増加し、又は新たに必要となった事務費及び通常要すると認められる以上に必要となった施設の維持管理費については、国の負担とされています。

国が地方公共団体と共同して行う訓練に係る費用で地方公共団体が支弁したものについては、政令で定めるものを除き、国が負担するものとされています。

8. その他

緊急処理事態においては、国民保護法と同様、国民保護法施行令においても国民の保護のための措置を準用することとされています。

また、附則により総務省組織令が改正され、国民保護法に基づく住民の避難、安否情報、武力攻撃災害が発生した場合等の消防に関する指示等に関すること並びに同法に基づく地方公共団体の事務に関する国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡調整は消防庁総務課が所掌するものとされています。なお、これに合わせて総務省組織規則を改正し、これらの事務を、消防庁総務課国民保護室及び国民保護運用室の所掌としています。

3 事態対処法施行令の解説

武力攻撃事態等において、一定の責務を負うことになる指定公共機関については、その定義が事態対処法第2条に規定されており、「独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるものをいう」とされています。

指定公共機関については、事態対処法の国会審議において、「個別の法制において、指定公共機関に実施を求めることが必要となる対処措置の内容が具体的に定められてから指定する」とされており、このたび、国民保護法他有事関連法が一通り整備されたことを受け、具体的な対処措置の内容が明確になったことから、事態対処法施行令の一部を改正し、指定公共機関の指定を行うものです。

4 おわりに

いよいよ国民保護法などが施行され、武力攻撃事態等における対処措置について、具体的な法的責務を国・地方公共団体の双方が負うこととなります。

地方公共団体においては、今回の国民保護法の施行を良い機会に、再度初動体制の確認など、危機管理体制の再チェックを行っていただくようお願いします。